

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第一百七十七条まで（現行のとおり）</p> <p>（小型の船舶から排出されるし尿の適正処理）</p> <p>第二百二十八条 主に東京湾の内湾を周遊し、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十一条第一項の規定に基づき営業の許可を受けて、船内で飲食を供する船舶（乗船定員十人以上百人未満のものに限る。）の所有者及び管理者（以下「船舶の所有者等」といふ。）は、規則で定める水域において、水質の保全と水辺の利用の快適性を確保するため、し尿を無処理のまま船外に排出してはならない。</p> <p>2 及び 3 （現行のとおり）</p> <p>第二百二十九条から第六十五号まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第十三まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第一百七十七条まで（略）</p> <p>（小型の船舶から排出されるし尿の適正処理）</p> <p>第二百二十八条 主に東京湾の内湾を周遊し、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十一条に基づき営業の許可を受けて、船内で飲食を供する船舶（乗船定員十人以上百人未満のものに限る。）の所有者及び管理者（以下「船舶の所有者等」といふ。）は、規則で定める水域において、水質の保全と水辺の利用の快適性を確保するため、し尿を無処理のまま船外に排出してはならない。</p> <p>2 及び 3 （略）</p> <p>第二百二十九条から第六十五号まで（略）</p> <p>別表第一から別表第十三まで（略）</p>